

長崎県建設工事共通仕様書(佐世保市読替版)新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">長崎県建設工事共通仕様書（佐世保市読替版）</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>原文なし</p> <p>原文なし</p> <p>1 - 1 - <del>5-3</del> 建設機械等に使用する燃料            ~ 1 - 1 - <del>5-6</del> 用地境界杭の設置</p> <p style="text-align: center;">共 通</p> <p>原文なし</p>	<p style="text-align: center;">長崎県建設工事共通仕様書（佐世保市読替版）</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1 - 1 - 5 3 <b>資材等の市内優先調達</b></p> <p>1 - 1 - 5 4 <b>下請負人の市内優先活用</b></p> <p>1 - 1 - 5 5 <b>建設機械等に使用する燃料</b>            ~ 1 - 1 - 5 8 <b>用地境界杭の設置</b></p> <p style="text-align: center;">共 通</p> <p>1 - 1 - 5 3 <b>資材等の市内優先調達</b></p> <p>1 . 受注者は、工事に使用する資材等（発注者が市内調達は不可能と判断している資材を除く）を調達しようとする場合には、佐世保市内に本店及び支店等を有する者の中から購入するよう努めなければならない。ただし、やむを得ず市外取扱業者から調達しようとする場合は、その理由を付した書面（市内取扱業者から調達しない理由書）を事前に監督員に提出し、その理由について承諾を得なければならない。</p> <p>2 . 受注者は、工事に使用する資材等については、県内生産品を使用するよう努めなければならない。</p>

長崎県建設工事共通仕様書(佐世保市読替版)新旧対照表

改正前	改正後
<p>原文なし</p> <p>1 - 1 - <del>5-3</del> 建設機械等に使用する燃料費</p> <p>1 - 1 - <del>5-4</del> ダンプトラック等による過積載等の防止</p> <p>1 - 1 - <del>5-5</del> 現道工事における交通整理対策</p> <p>1 - 1 - <del>5-6</del> 用地境界杭の設置</p>	<p><b>1 - 1 - 5 4 下請負人の市内優先活用</b>  受注者は、下請契約を締結する場合には、当該下請契約の相手を佐世保市内に本店を有する者の中から選定するよう努めなければならない。ただし、やむを得ず市外業者と下請契約を締結しようとする場合は、その理由を付した書面(市内業者と下請契約を締結しない理由書)を事前に監督員に提出し、その理由について承諾を得なければならない。</p> <p><b>1 - 1 - 5 5 建設機械等に使用する燃料</b></p> <p><b>1 - 1 - 5 6 ダンプトラック等による過積載等の防止</b></p> <p><b>1 - 1 - 5 7 現道工事における交通整理対策</b></p> <p><b>1 - 1 - 5 8 用地境界杭の設置</b></p>